

## 【軽度者の福祉用具貸与の例外給付の流れ】

要支援1,2 または、要介護1の認定を受けているか？  
(※自動排泄処理装置については要支援1,2または、要介護1,2,3)

はい

いいえ

必要な福祉用具貸与の品目について【軽度者の福祉用具貸与の算定の可否の判断基準】(※次頁)の表中の「厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果」に、直近の認定調査結果が該当することが確認できたか？  
※例えば「特殊寝台」と言うと基本調査1-4「3.できない」と基本調査1-3「3.できない」

要介護2～5の認定を受けている人(自動排泄処理装置については、要介護4,5)はサービス担当者会議等で福祉用具貸与の必要性を検討して必要な福祉用具貸与を利用する。

確認できない

確認できた

例外給付が可能です。

貸与の品目が、「車いす及び車いす付属品」もしくは、「移動用リフト(つり具の部分を除く。）」であって、それぞれ【軽度者の福祉用具貸与の算定の可否の判断基準】(※次頁)の表中の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」(車いす及び車いす付属品)、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」(移動用リフト)に該当することが下記1.2によって確認できたか。

- 1.主治の医師からの意見聴取
- 2.サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント

確認できた

確認できない又はその他の品目である

例外給付が可能です。「対象外福祉用具選定理由書」を提出してください。

「主治の医師から意見聴取」した結果、下記の i)～iii)のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断された。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に【軽度者】の福祉用具貸与の算定の可否の判断基準】の「厚生労働大臣が定める者」に該当する者(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに【軽度者の福祉用具貸与の算定の可否の判断基準】の「厚生労働大臣が定める者」に該当するに至ることが確実に見込まれる者(例 がん末期の急速な状態変化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体の重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【軽度者の福祉用具貸与の算定の可否の判断基準】の「厚生労働大臣が定める者」と判断できる者(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

【注】括弧内の状態は、あくまでも i)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆にカッコ内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が必要であると判断された。

例外給付が可能です。「指定福祉用具貸与費に係る算定可否確認申請書」を提出してください。

## 【軽度者の福祉用具貸与の算定の可否の判断基準】

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7が、「3.できない」 —（※下記参照）
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4が、「3.できない」 基本調査1-3が、「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が、「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1が、「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれかが、「2.できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれかが、「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。  基本調査2-2が、「4.全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8が、「3.できない」 基本調査2-1が、「3.一部介助」又は「4.全介助」 —（※下記参照）
	次のいずれにも該当する者	
カ 自動排泄処理装置	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6が、「4.全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1が、「4.全介助」

※— については、該当する基本調査結果がないため、以下1と2から福祉用具貸与が必要と判断されれば、例外給付の対象となる。

- 1.主治の医師から意見聴取
  - 2.サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント
- この場合、「対象外福祉用具選定理由書」を提出してください